

人間数値化の平和学的研究

——国民共通番号制を中心として——

草島 豊
指導教員 横山 正樹

はじめに

社会には人を評価するための多様な評価方法がある。私たちは能力主義社会において、様々な評価に身をおくことで、自己の可能性を発揮している。

ある対象が何らかの基準をもって数値で評価される際に、まず、その評価の方法が適正かどうか、正確かどうかが問われる。しかし、より正確さを求めるために、より詳細にデータを増やせばよいのだろうか。数値化をより詳細にすることによって、数値化に適した領域のデータは増加するが、数値化に適さない領域のデータは捨象される。数値化されたデータに基づく人物像は肥大化し、数値化されない領域は不可視化されていく。

第二次世界大戦後、コンピュータの発達と普及によって、個人に関する様々な情報が数値や記号としてデータベースに収集され、保存・分析・統合されて多様な目的に利用することが容易になった。しかし同時に、個人の行動履歴、購買履歴、交友関係、顔認識情報など、これまでデータとして利用されなかったものがデータ化され、経済活性化など、数値化の有益性が期待される一方で、情報の漏えい、目的外使用などが、個人に与える影響は大きくなっている。

本稿では、第一に、個人に作用する「数値化」現象に焦点をあて「人間数値化」の問題を提起する。さらに、人間数値化が引き起こす暴力を解明し、その克服方法を検討することを目的とした。本稿では、人間数値化の具体的な事象として、国民共通番号制を取りあげる。特に住基ネット裁判をめぐる住民と行政の議論に着目し、人間数値化がもたらす暴力を平和学的に検証する。

第1章 問題の所在

現代社会では、自然現象や人間の属性を数値で表現する「数値化」が理解のために重要な役割を担っている。「数値化」は何らかの「利用」のために、共通の「基準」によってなされる。数値化にそぐわないものは「捨象」される。

数値化が引き起こす問題は、教育社会学¹⁾、監視研究²⁾、環境倫理学³⁾、法学（人権論）⁴⁾、開発主義批判⁵⁾の立場から論じられてきたが、個人、すなわち「人間数値化」に焦点化し、数値化が個人に与える影響については十分に検討されてきたとはいいがたい。

そこで「人間数値化」を「特定個人から規格化された方法で情報が取り出され、データとして利用される現象」と定義し、数値化が個人に作用する暴力を検討する。「数値化」作用には「利用」、「基準」、

1) 本田由紀『多元化する「能力」と日本社会—ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版、2005年。

2) デイビッド・ライアン（田島泰彦・小笠原みどり訳）『監視スタディーズ—「見ること」「見られること」の社会論理』岩波書店、2011年。

3) 鬼頭秀一「いのちと環境の「かけがえのなさ」と市場経済—生と死、性、環境がつきつけるもの」内山節・大熊孝・鬼頭秀一・榛村純一編著『市場経済を組み替える』所収、農村漁村文化協会、1997年、25-47頁。

4) 自己情報コントロール権として。

5) ヴォルフガング・ザックス編、イヴァン・イリッチ他著（三浦清隆他訳）『脱「開発」の時代—現代社会を解読するキーワード辞典』晶文社、1996年。

「捨象」の三側面がある。本稿では「利用」の側面から、「数値化」作用が個人に及ぼす影響を検討した。ビッグデータへの期待など個人データ利用への期待が高まる中、2013年にマイナンバー法が成立し、「利用」への期待の反面、個人データの情報漏えいや目的外使用の懸念が高まっており、まず検証すべきことと思われたからである。

第2章 平和学的研究

人間数値化が引き起こす暴力を解明し克服するために、平和学における暴力分析の方法を示した。ノルウェー出身の平和研究者ヨハン・ガルトゥングは、平和を暴力の不在と位置づけ、暴力克服を平和研究の課題とした⁶⁾。ガルトゥングは、加害者（暴力を行使する主体）が存在する暴力を「直接的暴力」、加害者が不在の暴力を「構造的暴力」と定義した⁷⁾。直接的暴力では原因を具体的な加害者に求められるが、構造的暴力では、暴力が構造の中に組み込まれ、不平等な力関係として表れることが特徴である⁸⁾。よって直接的暴力と構造的暴力ではその克服方法が異なる。直接的暴力は加害者から被害者を隔離するという方法が採れるが、構造的暴力では、価値観や社会構造の変革が必要となる。

本稿では、「人間数値化」が引き起こす暴力の分析を行い、平和研究者の横山正樹が提唱する「エクスポージャーの5段階手法⁹⁾」（「5段階手法」と略記）を用いて暴力の克服方法を検討する。

第3章 国民共通番号制

マイナンバー法¹⁰⁾から国民共通番号制の内容を分析し、さらに日本における国民共通番号制推進の経緯を分析した。国民共通番号制の推進アクターと反対アクター、それぞれの主張から国民共通番号制に対して期待／懸念される個人データ「利用」の構造が示された（図表1）。

個人から取り出されたデータは常に情報漏えい・プライバシー侵害の危険にさらされる。取り出された個人データは、高度に情報化された現代において、収集・保存・分析・統合され利用される。その利用を進めるのが行政機関と私企業である。行政機関は国民の利益に、私企業は経済の発展に寄与すると考える。その欲求が政治権力／社会権力として個人データ利用に作用する。他方、行政機関と私企業による個人データ利用の推進が監視国家、国民管理、無駄な公共事業、生産性向上による人員削減（人減らし）をもたらす、と批判される。ここで、国民共通番号制は表面的には、個人データ「利用」の単なる「促進役」にすぎない。しかしその促進が及ぼす影響は大きく、行政機関や私企業は、国民共通番号制の「利用」の効果に期待し、市民や人権団体はデータ「利用」の悪用（漏えいや目的外使用）を危惧する。

国民共通番号制の「促進役」それ自体を見ている限り、個人データ「利用」の実態や危険は読み取りにくい。それが第4章の住基ネット裁判において、住基ネット稼働による住民被害の判断を困難にした一因であった。

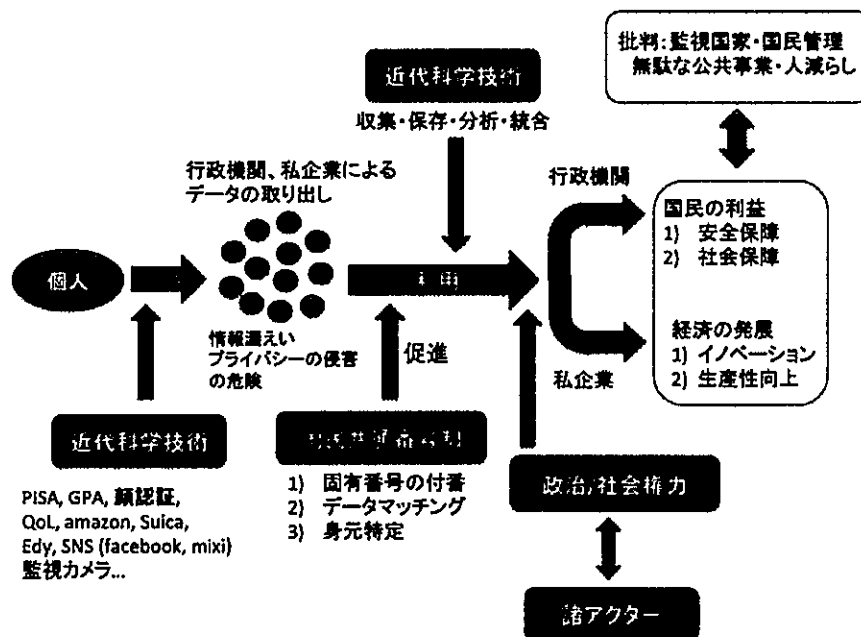
6) ヨハン・ガルトゥング（高柳先男・塩谷保・酒井由美子訳）『構造的暴力と平和』中央大学出版会、1991年。

7) 同書、11-12頁。

8) 同。

9) 横山正樹「開発援助の防止にむけた平和学的ODA事業評価の試み—フィリピン・バタンガス港の事例分析から—」国学院経済学第56巻（第3・4合併号）、2008年11月、483～516頁。第1段階、「暴力」の発見。第2段階、被害者の「自力更生」努力への着目。第3段階、自力更生に対する「阻害要因」の発見。第4段階、暴力を受けた当事者と立ち場の違う第3者との「連帯」。第5段階、調査（研究）者自身の被害者への「関与」。

10) 正式名称は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」



図表1 国民共通番号制における個人データ利用の構造
出所：国民共通番号制をめぐる議論より筆者が作成

第4章 住基ネットの平和学的研究

国民共通番号制の一つである住基ネット¹¹⁾稼働に対する反対運動、とくに住民訴訟に焦点をあてて住基ネットに内在する暴力を検討した。最高裁判決¹²⁾では住基ネットが合憲であると判断した。合憲性の論理は、憲法13条が保障するプライバシー権の範囲を秘匿性の高い領域に限定し、住基ネットが取り扱う本人確認情報がここに含まれないこと、さらに、本人確認情報をネットワークで取り扱う危険性を審査（目的正当性、システム堅牢性、保護の法整備の防護措置）し、具体的危険がないとした¹³⁾。

しかし、判例を批判的に検討すると、秘匿性の低い領域であっても高度情報化社会においては個人に大きな影響を与えること、および最高裁判決の指摘する防護措置は十分とはいえず、特に行政が意図的に「目的外使用」した場合には防護機能が困難であることから、住基ネットに「人格的自律と私生活上の平穩¹⁴⁾」を脅かす具体的危険があること、および被害の判断の困難さが示された。この困難さの原因を分析することによって、国民共通番号制には、個人データが利用されることによって、個人に①非可逆の重大な被害を及ぼすが、何が個人に影響力を及ぼすのかという②実体は不可視化され、個人データが利用されていくことを③拒絶しがたい構造がある、ことが明らかとなった。

このように、国民共通番号制における個人データ「利用」の暴力構造を分析した結果、「人間数値化」が引き起こす暴力として、個人から個人データを取り出す際の選択権・決定権を本人から奪うこと、が示された。

11) 住民基本台帳ネットワークの略称。1999年8月成立の「改正住民基本台帳法」で定められた。

12) 最高裁平成20（2008）年3月6日第一小法廷判決、最高裁判所民事判例集62巻3号665頁。

13) 山本龍彦「住基ネットの合憲性」『憲法判例百選Ⅰ 第6版』別冊ジュリスト217号、2013年、46-47頁。増森珠美「(10) 住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為と憲法13条」最高裁判所判例解説民事篇〈平成20年度〉、2011年、141-161頁。

14) 大阪高裁平成18（2006）年11月30日判決、最高裁判所民事判例集62巻3号777頁。

第5章 考察

暴力克服のために個人からデータを取り出す際の選択権・決定権を個人が取り戻す方法として、選択的な提供（提供の拒否も含まれる）、利用の閲覧（開示）、訂正・削除の権利の確立があげられる。すなわち民主主義の環境を整備し、国民の権利を確保していくことである。そのための人権思想の普及および、市民運動が重要である。

これは個人データを自分自身がコントロールできるように社会制度を構築することであるが、それだけではなく、個人データに依存しない社会を形成していく方法もある。詳細な個人データを国家に委ねて、自分たちの生活基盤を維持しようとするのではなく、数値化されないものを積極的に取り入れる方法である。数値化されない関係性の価値が生かされるコミュニティ作りの例を独居老人とひきこもり青年をつなぐ私案として提示した。

おわりに

本稿は、個人に関する「数値化」が暴力となっているのではないか、という問いを検討するために、国民共通番号制、とくに住基ネットにおける暴力の分析を行った。行政は個人データの詳細な把握によって「社会保障がきめ細やか、かつ的確に行われる社会¹⁵⁾」が実現すると説明し、国民共通番号制を推進する。しかし「人間数値化」作用の一つである個人データ「利用」が、「人格的自律と私生活上の平穩」を阻害し、個人から個人データを取り出す際の選択権・決定権を奪うことが示された。

この暴力に対して、民主主義の環境を整備し、国民の権利を確保するために人権思想を普及し、市民運動を展開することが克服方法の一つである。または個人データに依存しない社会、数値化されない価値が生かされる社会の構築という方法もあるのではないか。今後は、私企業や個人間が及ぼす「利用」作用、そして数値化の「基準」や「捨象」作用を明らかにしつつ、この新たな社会の構築を検討していく予定である。

15) 内閣官房ホームページ、「社会保障・税番号制度の導入趣旨」内閣官房社会保障改革担当室「社会保障・税番号制度の概要」、平成25（2013）年11月。（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf 最終閲覧日2014年7月9日）。